

「法曹コース」に関する考え方について

平成31年1月28日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会

本特別委員会として、「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成30年3月13日）を踏まえ、法学部等（以下「法学部」という。）が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して学部段階からより効果的な教育を行う「法曹コース」の考え方について、以下のとおり整理する。

1 法曹コースの定義と概要

法学部を設置する大学が、国の定める下記要件を満たし、自大学又は他大学が設置する一以上の法科大学院と連携して法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うものを「連携法曹基礎課程」（以下「法曹コース」という。）という。

法曹コースは、学科・課程等として開設することができる他、学科・課程等の中で開設することもできる。

2 法曹コースの開設手続き

法曹コースを開設しようとする大学と法科大学院を設置する大学の間で協定（「法曹養成連携協定」という。）を締結することによって、大学は法曹コースを開設することができる。

当該協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることにより、協定に基づき開設された法曹コースの修了者は、6（2）に係る法学既修者認定の対象となり、協定先の法科大学院は、6（1）による特別選抜を実施するものとする。

（1）法曹コースを開設することができる学部

法曹コースは、授与する学位に付記する分野が法学に関するものである学部において開設が可能。

（2）法曹養成連携協定に定める事項

- ①法曹コースの名称
- ②当該コースにおける成績評価の基準
- ③法科大学院を設置する大学の、法曹コースに対する協力に関する事項
- ④法曹コース修了予定者を対象とする協定先の法科大学院における入学者

選抜の方法

- ⑤協定の有効期間、協定が履行されなかった場合の措置
- ⑥法曹コースにおいて協定先の法科大学院の入学者に求められる学識を修得させるための教育課程を編成することなど、法科大学院における教育と協定先の法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るために必要な措置

3 文部科学大臣による認定の要件

大学間で締結した法曹養成連携協定について、協定を締結した大学からの申請に基づき当該協定を文部科学大臣が認定する場合には、以下の①～⑤を確認する。

- ① 法科大学院が、適格認定を受けていること。
 - ② 法曹コースの教育課程が、以下（イ）及び（ロ）も含め、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程と円滑に接続するよう、一貫的・体系的なものとして編成されていること。
 - （イ） 法科大学院の法律基本科目に相当する科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）が開設されており、協定先の法科大学院既修者コースの学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を修得させる科目が必修科目とされていること。
 - （ロ） 協定先の法科大学院既修者コースとの円滑な接続を図るための措置（法科大学院教育の導入として法情報調査に関する科目や少人数かつ双方向・多方向授業を行う科目のほか、共同開講科目の開設、科目等履修の活用など）が講じられていること。
 - ③ 法曹コースにおける科目の単位の修得状況を踏まえた選抜を行うこととされていること。
 - ④ 協定が履行されない場合の措置において、法曹コースの学生が不利益を受けないよう配慮されていること。
 - ⑤ 早期卒業に関する手続き規定が定められ、早期卒業を希望する学生に対し、適切な学修指導の実施等の十分な教育的配慮を行う体制が構築されていること。
- ※ 上記のほか、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日）を踏まえ、学修成果の可視化が担保されていることなども考えられる。

4 その他法曹コースに求められる事項

（1）規模

法曹コースを選択する学生の法科大学院進学予測可能性を高めるため、法曹コースを開設する大学は、協定先の法科大学院が実施する特別選抜の募集人員等を踏まえたコース修了予定者の規模を設定すること。法曹コースは、その教育にふさわしい環境の確保のため、学生数を適切に管理する

こと。

(2) 成績評価と修了者の質の保証

法曹コースにおいては、厳格な成績評価により修了者の質の保証が求められるところ、その在り方には、例えば、以下のような取扱いが考えられる。

- ①法曹コースと法曹コース以外の学生が混在した形ですべての科目を設定し、厳格な成績評価を実施するものとする。
- ②法曹コースの学生のみが履修できる科目又は法曹コースの学生が履修を義務付けられる科目を設定するなどし、その科目の内容や成績評価についてきめ細かく評価することにより、法曹コース全体として厳格な成績評価を実現し、修了者の質の保証を実現するもの。

(3) 早期卒業

法曹コースにおいては、早期卒業制度を活用することが期待されることから、大学が、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程及び入学者選抜などを踏まえて、その学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を学部3年終了時までに修得させることができるとなる教育課程を編成すること。その際修得させる科目については、必修科目、選択必修科目を適切に組み合わせて提供すること。

5 その他法科大学院に求められる事項

(1) 法曹コースの開設の準備に必要な情報の公表

法科大学院を設置する大学において、当該法科大学院既修者コースの教育課程や教育課程を履修する上で求められる学識及び能力を公表すること。

(2) 法曹コースの開設を希望する大学への協力

法曹コースの開設を希望する大学の求めに応じ、必要な協力をを行うこと。

(3) 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項

- ①科目等履修や共同開講の対象となる科目については、基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目を主に想定しつつも、法曹コースを開設する大学と協議し、決定すること。
- ②法曹コースの学生が法科大学院入学前に修得した①に関する科目の単位は、法学部又は法科大学院のいずれかにしか算入できないこと。
- ③実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育については、原則として引き続き法科大学院で行うこと。

6 法曹コースと法科大学院との接続

(1) 法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜

法曹コースの教育課程は、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的・体系的に編成され、成績評価等に関して法曹養成連携協定が締結されていることから、法科大学院は、協定先の法曹コース等からの入学志願者を対象に、1)から5)に基づき、特別な選抜を実施すること。

1) 選抜方法

- ① 特別選抜は、法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。特に法律基本科目的論文式試験を課す選抜を「開放型選抜」とする。
- ② 協定先の法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目的論文式試験は課さないものとし、「5年一貫型教育選抜」とする。

2) 特別選抜の募集人員

- ① 各法科大学院の定員の5割を上限とする。
- ② 特別選抜枠のうち、1) ②による選抜（5年一貫型教育選抜）の募集人員は、原則、定員の4分の1以内とする。
- ③ 法曹コースから特別選抜により法科大学院へ進学できるルートを十分に確保できるよう、法科大学院の定員の4分の1が10人未満である場合には、②の原則に関わらず10人を上限として5年一貫型教育選抜の募集定員とすることを可能とする。

3) 特別選抜の対象

法曹コース修了予定者とし、学生自らが応募する方式を原則とする。

4) 特別選抜の実施時期

「大学院入学者選抜実施要項」（平成20年5月29日付文科高第168号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、原則として学生が入学する年度の前年度の7月以降当該年度中の期日で、協定先の法科大学院が求める基礎的な学識及び能力につき適切に判定できる時期に実施すること。

5) 特別選抜の実施に関する留意事項

- ① 同一の募集区分において、選抜方法について、異なる取扱いをしないこととする。
- ② 専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることは認められないが、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学出身者を対象とした特別選抜についてはこの限りではない。この場合、自大学も含めて地方大学出身者を対象とした推薦入試（専願枠を設けることも可）を実施することも認める。
- ③ 文部科学省が認定をした法曹コースには一定の質の確保がなされることになる。については、当面の間、1) ①の特別選抜を実施する法科大学院は、原則、協定先でない法曹コースからの入学志願者も、当該特別選抜の対象とすることが求められる。
- ④ 特別選抜の実施に当たって、1) ①のみ実施、②のみ実施又は①及び②を実施するかは、各法科大学院が判断するものとするが、地方大学出身者を対象とした選抜を除き、協定先の大学によって異なる取扱

いをしないこととする。

- ⑤ 開放型特別選抜において、法曹コースの成績を基に科目免除を行うことは、制度開始当初は認めない。

(2) 法曹コース出身者の法学既修者認定について

法曹コースにおいては、協定先の法科大学院未修者コース一年次の教育に相当する内容を網羅的に学修し、卒業することが前提であることから、平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告において整理された法学既修者認定に関する以下①及び②の扱いを改め、1)のとおりとする。

- ① 法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目全てを対象とすべきである
② 履修免除は、原則として、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきである

1) 法学既修者認定の取扱い

- ①現在の認証評価基準において、法学既修者認定は、認定する科目について論文式試験の実施が必要とされているが、協定先の法曹コースの特別選抜においては、当該法曹コースの成績を基に一括して法学既修者認定をすることを認める。
②法学既修者認定の対象科目として、基礎法学・隣接科目等を新たに加えることを可能とする。法律基本科目以外については、法曹コースの成績を基に法学既修者認定をすることを認める。
③法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（例えば、行政法、訴訟法等）を法曹コースで履修し、単位修得している場合には、法学既修者認定の対象とすることも可能とする。
④5年一貫型教育選抜においては、法曹コースにおいて法科大学院未修一年次の教育内容を修めることが前提となっていることから、入学許可する段階までに、未修一年次の教育内容を一括して認定することを基本とする。

7 法曹コースの安定的運用の実現について

(1) 早期卒業や飛び入学により法科大学院既修者コースへの入学の促進

法曹コースの学生について、法学部3年次終了後に早期卒業や飛び入学により法科大学院既修者コースへの入学が促進されるよう、国において、制度的な手当てに加えて必要な措置を講じる。法曹コースにおいては、当該コースの学生が法学部3年次終了後に早期卒業等により法科大学院既修者コースへ入学できるよう、早期卒業制度等を適切に運用する。

(2) 法曹コースの質保証

法曹コースから法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、①及び②を厳正に

評価する。

- ① 協定を締結した法科大学院が協定先の法曹コースに関し、協定に基づき行うこととされている事項の対応状況。
- ② 特別選抜により法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率。

また、公的支援見直し強化・加算プログラムにおいても上記①のうち、法科大学院が法曹コース修了予定者を対象に実施する特別選抜の方法及び実施状況及び②を厳正に評価する。

8 制度の開始時期

法曹コースへの学生の振り分けの時期は、各大学の実情に応じ柔軟に設定すべきものであるが、学部段階で教養科目等の幅広い学修を積ませる必要があることを考慮すると、2年次進級時点以降が適当と考えられていることから、2020年度に2年次に進級する者を念頭において調整する。